

リとも阻害するものあらば、我等は断乎として之を礼葬しなげ
ればならぬ。

茲に於て我等は職場内に於ける秩序と安寧を憂へ、當局の亮
命なる善処方を要望する。

右決議す

昭和九年十月二十三日

日本文通従業員組合